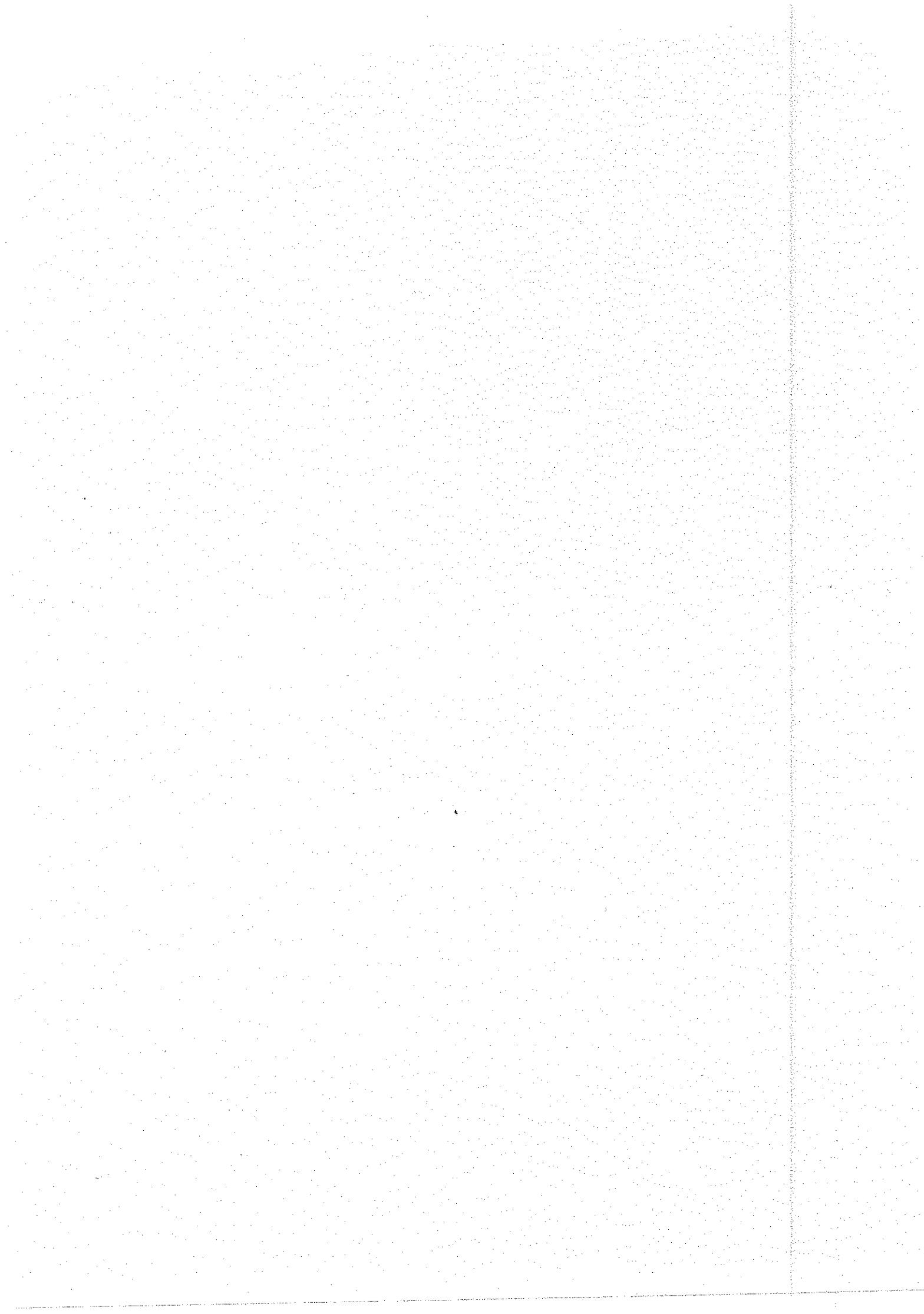


和光市介護老人保健福祉施設
指定管理者 基本協定書

令和 3 年度～令和 8 年度



和光市介護老人保健福祉施設の指定管理者による管理に関する協定書

和光市(以下「甲」という。)と地方自治法第244条の2第3項に定める指定管理者(以下「指定管理者」という。)である社会福祉法人和光福祉会(以下「乙」という。)とは、次のとおり、和光市介護老人保健福祉施設(以下「本施設」という。)の管理運営に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、指定管理者による本施設の管理に関する業務(以下「本業務」という。)を適正かつ円滑に運営するために必要な事項を定める。

(公共性及び社会福祉法人事業の趣旨の尊重)

第2条 乙は、本施設の設置理念に基づき、施設の管理運営を行うことにより、市民の福祉の向上を図ることを目的とするものであることを理解し、本業務の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が社会福祉法人事業者によって実施されるものであることを理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(管理運営及び財産の管理)

第4条 乙は、本業務に係る財産を善良な管理者の注意をもって管理し、本業務の運営に使用するものとする。

2 本業務に係る管理運営等に関する経費の負担は、和光市介護老人保健福祉施設の指定管理に伴う経費負担区分(別紙1)、和光市介護老人保健福祉施設指定管理に係る経費・リスク分担表(別紙2)のとおりとする。リスク分担表に定めのない事項については、甲と乙の協議により、これを定めるものとする。

3 乙は、本業務に係る財産を本業務以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

4 乙は、本業務に係る財産の形状又は形質等を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

5 乙は、自然災害その他の事故により本施設に係る財産を滅失し、又は損傷したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(指定期間)

第5条 協定期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(会計年度及び会計区分)

第6条 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。

(本業務の実施基準)

第7条 乙は、協定書、和光市介護老人保健福祉施設条例（平成12年条例第27号、以下「施設条例」という。）及び介護保険法等関係法令に従い、本業務を実施しなければならない。

(本業務の範囲)

第8条 本業務は、本施設の設置の目的を達成するために、次の業務を行うものとする。

- (1) 介護老人保健施設におけるサービス提供に関する業務
- (2) 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）におけるサービス提供に関する業務
- (3) 短期入所療養介護、通所リハビリテーションにおけるサービス提供に関する業務
- (4) 施設の維持管理に関する業務
- (5) 入所者の養護等に要する費用の請求・徴収業務
- (6) 前5号に掲げるもののほか、本施設の管理に関し、甲が必要と認める業務

(遵守事項)

第9条 乙は、前条の業務の遂行に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 甲の示す事業の方針を踏まえた事業実施を行うこと。
- (2) 人件費、施設維持費等の経費について、適切な経理管理に努めること。
- (3) 和光市の指導監査に伴う指摘事項を遵守すること。
- (4) 和光市介護老人保健福祉施設選定委員会選定結果報告書で示された指定管理者への要望を事業運営に反映させること。

(第三者による実施)

第10条 乙は、本業務を行うに当たり、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2 前項の承認を受けて乙が本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、乙の責任及び費用において行うものとする。この場合において、乙が委託し、又は請け負わせる第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、乙が負担するものとする。

(情報の管理)

第11条 乙は、本業務の実施に伴い知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。

また、指定期間が終了し、若しくは指定を取り消された後についても、指定期間中に

した
以
ばな
る。
業務
務
への
又は
一部
ま、
請け
る。
され
中に

知り得た情報を漏らしてはならない。

- 2 乙は、その使用者に対し、本業務に従事する期間、又は従事したこととなった以後の期間においても、本業務の実施に伴い知り得た情報をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の保護等)

第12条 乙は、和光市個人情報保護条例（平成12年条例第49号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、本業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護条例の規定に準拠し、本業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 乙は、本業務を実施するために個人情報を取得する場合は、その業務の目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

- 4 乙は、本業務の実施により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 5 乙は、本業務を実施するにあたって、個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものを、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

- 6 甲は、必要があると認めるときは、乙の個人情報保護状況について検査を実施することができるものとする。

- 7 乙は、本業務の実施上得た個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものについて、指定期間終了後直ちに甲に返却するか又は甲の立会いのもとに廃棄しなければならない。

- 8 乙は、本業務の従事者に対し、個人情報保護条例第48条に定める罰則の適用について周知するとともに、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。

- 9 乙は、個人情報に関し事故が発生したとき、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- 10 乙は、個人情報を本施設外に持ち出し、又は電子メールで送信してはならない。ただし、甲が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- 11 前項のただし書きにより、乙が個人情報を記録媒体に保存し搬送するとき、又は電子メールで送信するときは、個人情報を暗号化し、滅失、漏えい、き損等の防止に必要な措置を取らなければならない。

- 12 乙は、甲が実施する個人情報及び人権に関する研修等に、職員が参加することに配

慮すること。

(事業計画書等の作成及び提出)

第13条 乙は、甲と協議の上、毎年度9月末までに翌年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書について、必要があると認めるときは乙に対してその変更を指示することができる。
- 3 乙は、第1項の規定により提出した事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは甲の承認を得なければならない。

(月例報告)

第14条 乙は、毎月、次に定める事項を、翌月末までに、甲に提出しなければならない。

- (1) サービス提供状況の報告
- (2) 経営状況を示す書類

(業務報告書等の作成及び提出)

第15条 乙は、毎年度終了後60日以内に次に掲げる事項を記載した業務報告書及び収支決算書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施実績
事業実施実績、施設維持管理実績 等
- (2) 管理施設の利用状況
入所者数、施設利用率、利用者満足度 等
- (3) 介護報酬の実績及び管理経費等の収支状況 (収支決算書)
- (4) 課題分析と自己評価
- (5) 自主事業の実施実績
- (6) その他甲が指示する事項

2 乙は、年度途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該日までの間の業務報告書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、収支に関する帳票その他本業務に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めたときは、その状況を報告しなければならない。

4 乙は、本業務の実施にあたり、事故が生じたときは、乙の責に帰する事由によると否と問わず、遅滞なくその状況を甲に報告しなければならない。

(特別報告)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者の安全確保等の応急措置を講じた上で、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

- (1) 非常災害その他事故により、本業務の執行が困難になったとき、又はその恐れのある

るとき。

- (2) 利用者に事故があったとき。
- (3) 前2号のほか、施設の管理に支障を来たすような異例な事態が発生したとき。
(モニタリングの実施)

第17条 乙は、本施設を適正に管理運営するため、自己評価及び利用者又は家族に対しアンケート（意見聴取）を実施するものとする。

2 甲は、半期ごとに、乙の本業務及び経理の状況等についてモニタリングを実施する。

モニタリングは第14条の規定による月報、前項の規定による自己評価及びアンケート結果並びに実地調査により行うものとし、第13条の規定による事業計画書及び収支予算書で定められた内容が適正に執行されているかを検証するものとする。

3 乙は、前項の実地調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(改善指示)

第18条 モニタリングの結果、乙による本業務の実施が、選定要領等で甲が示した条件を満たしていない場合又は事業計画書で定めた業務を実施しなかった場合は、甲は乙に対して業務の是正又は改善を指示することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による是正又は改善の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(管理運営状況の評価及び公表)

第19条 甲は、乙による本施設の管理運営状況及び実績を評価し、その結果を乙に通知するとともに、公表するものとする。

(指定管理者の収入)

第20条 施設入所者等に対して行う介護保険制度のサービス提供に係る報酬及び自主事業により得られる収入は乙の収入とする。

(運営利益の市への納付)

第21条 乙は甲に対し、介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション事業、特別養護老人ホーム事業におけるサービス提供活動増減差額に利益が生じたときは、年度協定に定める割合を乗じた額を納付するものとする。

2 前項に規定する運営利益の納付については、社会福祉法人会計基準の制定について（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号）に基づく会計処理を行い、社会福祉法第44条第2項の規定に基づく会計処理後速やかに納付するものとする。

(管理施設の修繕等)

第22条 管理施設の根幹に係る増改築、移設及び設備の更新等については、甲が自己の

負担と責任において実施するものとする。

2 乙の見積りによる1件につき100万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の修繕については、甲が実施するものとする。

3 乙の見積りによる1件につき100万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満の修繕については、乙の責任において実施するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、利用者に対する安全確保の点から、早急に修繕が必要な場合においては、甲乙協議の上、実施するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により生じた改修及び修繕については、乙が自己の負担と責任において実施するものとする。

(備品等の管理・使用)

第23条 乙は、指定期間中、甲が設置した備品については、常に良好な状態に保つものとする。

2 甲は、建物に付随する大型備品が甲の責めに帰すべき事由又は経年劣化等により本業務実施のために供することができなくなったときは、必要に応じて甲の費用で購入又は調達するものとする。

3 乙は、前号で規定する大型備品以外の備品について、経年劣化等により本業務実施のために供することができなくなったときは、必要に応じて乙の費用で購入又は調達するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、利用者に対する安全確保の点から、早急に備品が必要な場合においては、甲乙協議の上、調達するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、乙は、故意又は過失により備品をき損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は乙の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

(損害賠償)

第24条 乙は、本業務の執行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第27条第1項第1号から第5号までのいずれかの規定により、指定を取り消された場合、甲に対して損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償の方針等については、甲と乙の協議により、これを決定するものとする。

3 甲は、第27条第1項第1号から第5号までのいずれかの規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に生じた乙の損害については、その賠償の責を負わない。

4 甲の責に帰する理由により、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部を停止した場合において、乙が損害を被ったときは、甲は、その損害を賠償しな

ければならない。この場合において、賠償の方法等については、甲と乙の協議により、これを決定するものとする。

(第三者への賠償)

第25条 本業務の実施において甲の責に帰することができない理由によって甲又は乙に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、特別な事由がある場合は、甲と乙の協議により、これを決定するものとする。

2 本業務の実施において乙が第三者に与えた損害は乙の負担とする。

3 乙は、前2項の損害に係る負担に備えるために第5条の指定期間中、火災保険（建物及び甲保有備品を除く）、施設賠償責任保険及び第三者賠償保険等に加入しなければならない。

(苦情等への対応)

第26条 乙は、当該施設の利用者からの苦情又は相談に迅速に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

(甲による指定の取り消し及び業務の停止)

第27条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、乙を本施設の指定管理者とする指定（以下「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 乙が和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成16年条例第16号。）第9条の指示に従わないととき。

(2) 乙が乙の責に帰する事由により協定の定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙が本協定、又は関係法令等の条項に違反し、かつ、甲が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないととき。

(4) 乙が協定書に定める業務の基準を満たしていないとき。

(5) 和光市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条で定める暴力団及び暴力団員（以下「暴力団等」という。）と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、乙による管理運営を継続することが適当でないと認められるとき。

(6) 介護老人保健福祉施設条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき。

(7) その他、甲が必要と認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取消しの理由

(2) 指定取消しの要否

(3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

3 第1項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失等が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

4 第1項の規定により、指定を取り消した場合において、甲に生じた損害は、乙が賠償の責めを負うものとする。

(乙による指定の取消しの申出等)

第28条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、甲に対して指定の取消しを申し出ることができる。

(1) 甲が甲の責に帰する事由により協定に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 甲が協定、又は関係法令等の条項に違反し、かつ、乙が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。

2 甲は、前項の規定による申出を受けた場合、乙と指定の取消し等について協議するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第29条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

(業務の引継ぎ等)

第30条 乙は、第5条の指定の期間が満了し引き続き指定管理者として指定されなかつたとき、又は第25条の第1項第1号から第5号までのいずれかの規定により、指定を取り消されたときは、本施設の管理が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して本業務の引継ぎを実施しなければならない。この場合において、引継ぎの方法及び日時等について、甲と乙の協議により、これを決定するものとする。

2 前項の場合において、乙は、甲に対し指定管理施設に投じた経費、その他の費用は償還を請求しないものとする。

(原状回復義務)

第31条 乙は、第5条の指定の期間が満了し引き続き指定管理者として指定されなかつたとき、又は第25条第1項第1号から第5号までのいずれかの規定により指定を取り消されたときは、当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

一部を負担するも、指定の見告しは、かつては償取り扱い、どし、
第32条 乙は、本協定を締結したことにより生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(運営協議会の設置)

第33条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る運営協議会を設置する。運営協議会の詳細については、甲と乙の協議により決定するものとする。

2 甲と乙は、協議の上記項の運営協議会に、関連する団体、外部有識者、市民等を参加させることができるものとする。

(暴力団等関係者の排除)

第34条 乙は、本業務の実施にあたり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 暴力団等による不当介入に応じない組織及び職員研修体制を確立すること。
- (2) 暴力団等の関係業者と事業運営及び施設管理に関して、いかなる取引も行わないこと。
- (3) 暴力団等からの不当な金銭要求には絶対に応じないこと。

(重要事項の変更の届出)

第35条 乙は、定款の変更、代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく、変更したことの証する書類を添付の上、甲に届け出なければならない。

(情報の開示等の請求)

第36条 和光市情報公開条例（平成12年条例第48号）第5条に基づく本施設の管理に係る情報の開示の請求がなされた場合、甲が開示の可否を決定することとし、甲からの対象文書の請求に対し、乙は速やかに対応しなければならない。

(請求、通知等の様式その他)

第37条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(協定の変更)

第38条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第39条 甲が本協定の規定に基づき、書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第40条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に特別の定め
のない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。
別

(裁判管轄)

第41条 本協定に関する紛争は、さいたま地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

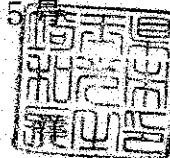
甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それ
ぞれ各1通を保有する。

令和 3年 3月29日

埼玉県和光市広沢1番5号

甲 和光市

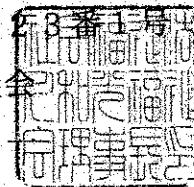
和光市長 松本武



埼玉県和光市新倉八丁目253番地

社会福祉法人 和光福祉会

理事長 関塚永



別紙1

和光市介護老人保健福祉施設の指定管理に伴う経費負担区分

甲と乙は、指定管理に伴う経費負担区分について以下のとおり定める。

(1) 次の掲げる経費については、乙の負担とすること。

- ① 光熱水費 ②清掃費 ③警備保安 ④電気設備保守点検
- ⑤給排水・衛生設備保守点検 ⑥冷暖房・空調設備保守点検
- ⑦自家用電気工作物保安管理 ⑧昇降機設備保守点検 ⑨自動開閉装置保守点検
- ⑩電話交換設備保守点検 ⑪ナースコール設備保守点検 ⑫浴室設備保守点検
- ⑬オゾン発生装置保守点検 ⑭消防用設備保守点検 ⑮害虫駆除費
- ⑯緑地維持管理費 ⑰修繕費 ⑱備品購入費 ⑲第三者評価経費など

(2) その他の経費等の負担区分は、和光市介護老人保健福祉施設指定管理に係る経費・リスク分担表（別紙2）に定めるとおりとする。

別紙2

和光市介護老人保健福祉施設指定管理に係る経費・リスク分担表

甲と乙が負担する経費又はリスクの分担については、以下のとおりとする。規定した事項以外のことが発生した場合など疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

業務区分		内 容	経費・リスク負担者		
大区分	中区分		甲	乙	
基本的事項					
指定管理者応募に係る経費					
		応募に係る経費の負担	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		指定管理者として指定され、移行に係る経費	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		甲の責めに帰すべき事由によるもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		応募者の責めに帰すべき理由によるもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
法令・制度改正に係る経費					
	法令改正	施設の管理運営に影響を及ぼす法令改正	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	制度改正	施設の管理運営に影響を及ぼす制度改正	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
経済的変動に係る経費					
		人件費・物品費等の物価水準の上昇による経費の増加	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		金利変動に伴う資金調達コストの増加	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		入所人数の変動による収入の減少	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
施設・設備維持管理等に係る経費					
	一般的な改修等	大規模修繕・大規模改修(乙による見積り金額100万円以上のもの)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		施設に付随する備品の修理及び交換	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		日常の管理業務で発生する修繕、工事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		乙の故意又は過失により生じた修理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		利用者の安全確保の点から早急に修繕等が必要な場合	両者の協議		
	天災、暴動等	天災、暴動等による不可抗力的な履行不能(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、暴動、その他市や指定管理者の責めに帰すことができない自然的又は人的被害)	両者の協議		
備品管理業務に係る経費					
		甲が保有する備品の管理及び修理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		乙が保有する備品の管理及び修理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		備品一覧表に記載されている備品以外の物品で、乙が必要とする備品の購入又はリース	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		送迎車の購入又はリース	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
第三者への対応					
	第三者への損害	乙の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		上記以外の事由による場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		地域・住民との協働	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	周辺地域・住民、利用者への対応	指定管理業務内容、自主事業に対する地域・住民・利用者等からの要望、苦情への対応	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		上記以外の事由によるもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
情報の漏洩等					
		警備不備による情報の漏洩、犯罪発生等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
事業終了時の経費					
		指定期間が終了した場合又は、期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		行政的理由等により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合	協議事項		

